

青の煌めきあおもり国スポおいらせ町弁当調達要項

1 趣旨

この要項は、「青の煌めきあおもり国スポ・障スポおいらせ町開催推進総合計画」に基づき、青の煌めきあおもり国スポに参加する選手・監督、役員、視察員、報道員その他関係者（以下「大会参加者等」という。）に提供する弁当の調達について、必要な事項を定める。

2 実施方法

青の煌めきあおもり国スポ・障スポおいらせ町実行委員会（以下町実行委員会）という。）は、関係機関・団体等の協力を得て、大会参加者等の弁当調達業務を実施する。

3 弁当の種類、対象及び取扱期間

(1) 斡旋弁当

選手・監督、視察員、報道員等（以下「選手・監督等」という。）のうち、希望者に対し弁当料金を徴収し提供する弁当とし、取扱期間は公式練習日から競技会の開催期間とする。

(2) 支給弁当

大会役員、競技役員、競技補助員、競技会係員、ボランティア等（以下「役員等」という。）に対し、町実行委員会が無償で提供する弁当とし、取扱期間は、公式練習日から競技会の開催期間とする。

4 弁当料金

斡旋弁当及び支給弁当の料金は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）が定める弁当調達要項等に準ずるものとし、お茶等を含めて1,100円以内（税抜）とする。

5 弁当の申込み、発注及び精算

斡旋弁当及び支給弁当の申込み、発注及び代金の精算については、町実行委員会が別に定める方法により行うものとする。

6 弁当調製施設の指定及び取消し

(1) 町実行委員会は、弁当調製を希望する業者から「弁当調達業務申込書（様式第1号）」及び「青の煌めきあおもり国スポおいらせ町弁当調製施設調査台帳（様式第2号）」を提出させ、別に定める「おいらせ町弁当調製施設選定基準」

に基づき、保健所の協力を得て町実行委員会が選定・指定する。

(2) 町実行委員会は前項の規定により弁当調製施設を指定するときは、青の煌めきあおもり国スポおいらせ町弁当調製施設指定書（様式第3号）を交付する。

(3) 町実行委員会は、指定した弁当調製施設が次のいずれかに該当するときは、その指定を取消することができる。

ア 食品衛生関係法令等に基づく許可の取消し、営業の全部または一部の禁止若しくは期間を定めて停止処分を受けたとき。

イ 食品衛生関係法令等に基づく改善命令及び指導に速やかに従わないとき。

ウ 弁当調製業務を第三者に委託したとき。

エ その他、町実行委員会が不相当と認めたとき。

(4) 町実行委員会は前項の規定により指定した弁当調製施設の指定を取り消すときは、青の煌めきあおもり国スポおいらせ町弁当調製施設指定取消書（様式第4号）を交付する。

7 弁当引換所の設置及び運営

町実行委員会は、弁当引換所を競技会場に設置し、衛生上の安全確保に配慮した適切な運営を行う。

8 その他

この要項に定めるもののほか、弁当の調達に関して必要な事項は別に定める。